

東京都障害者就労支援協議会（第25回）

会 議 次 第

日 時 令和元年7月5日（金曜日）

午後3時30分から5時30分まで

会 場 東京都庁第二本庁舎31階 特別会議室21

1 開 会

2 議事内容

(1) 「障害者雇用・就労推進 連携プログラム2019」(案)について

(2) 直近の障害者雇用をめぐる状況

① 平成30年の雇用失業情勢について（民間・国）

障害者雇用促進法の改正等について（短時間雇用・中小事業主認定等）

② 厚生労働省における就労パスポートの検討状況について

③ 平成30年度区市町村就労支援センター実績報告等

(3) テーマ討議「精神障害者の就労と定着を進めるための関係機関の連携について」

① 精神障害者就労定着支援連絡会の取り組みについて

・多摩南部地域の報告

・城北地域の報告

② 意見交換

・各地域における就労支援機関と企業・医療機関との連携

(4) その他

3 閉 会

【資 料】

資料1 東京都障害者就労支援協議会委員名簿

資料2 東京都障害者就労支援協議会設置要綱

資料3 「障害者雇用・就労推進 連携プログラム2019」(案)

資料4 東京労働局資料（雇用失業情勢、障害者雇用状況 他

障害者雇用促進法の一部改正について

公務部門における障害者雇用に関する基本方針 等

資料5 精神障害者等の就労パスポート作成に関する検討会資料【抜粋】

資料6 平成30年度区市町村就労支援センター実績報告等

資料7 都内区市町村の就労支援機関の配置状況

資料8 精神障害者就労定着支援連絡会 実施状況

別紙 論点

第25回 東京都障害者就労支援協議会 東京労働局資料

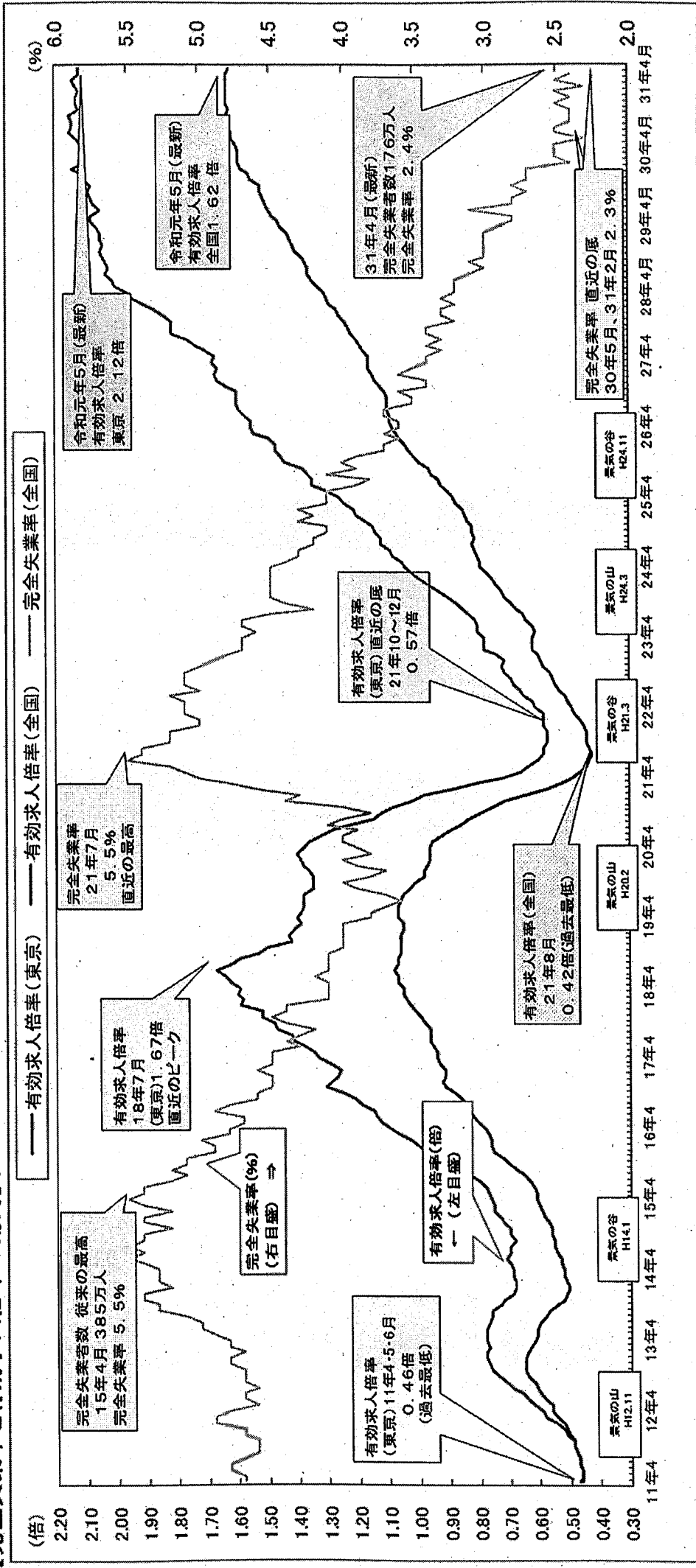
- P1 1 全国の雇用失業情勢
- P2 2 最近の雇用失業情勢
- P3 3 主な職業別常用有効求人求職状況
- P4 4 民間企業の障害者雇用状況
- P5 5 都内ハローワークの障害者職業紹介状況
- P6 6 【参考資料】 障害者雇用促進法一部改正について
- P7 7 【参考資料】 「公務部門における障害者雇用に関する基本方針」
の各行政機関の採用計画

全国の雇用失業情勢(令和元年5月)

【雇用情勢は、着実に改善している】(内閣府:月例経済報告H31.6より)

- 全国の完全失業率(季調値)※は2.4%(4月)で、前月より0.1ポイント低下。(3月は2.5%)※総務省公表の翌月記載
- 全国の有効求人倍率(季調値)は1.62倍で、前月より0.01ポイント低下。(前月1.63倍)
- 東京の有効求人倍率(季調値)は2.12倍で、前月と同水準。(前月2.12倍)
- 日銀短観(3月調査、対比は前回12月調査)の業況判断(「良い」「悪い」「悪い)」は、全規模全産業で(16→12)となった。(単位:%ポイント)
- 日銀短観の雇用人員判断(「過剰」「不足」)の増加傾向は(-35→-35)であった。(単位:%ポイント)
- 全国の企業倒産件数は695件で、前年同月比9.3%減少、4か月連続で前年同月を下回った。
- 東京都の企業倒産件数は115件で、前年同月比20.1%減少となり、4か月ぶりに前年同月を下回った。

【完全失業率と有効求人倍率の動向】



(資料出所)内閣府「月例経済報告」、総務省「労働力調査」、厚生労働省「職業安定業務統計」、株式会社「東京の企業倒産状況」(負債総額1,000万円以上の倒産を基約) 毎年1月に季節調整値替えが行われる。

※平成23年3月~8月の完全失業率、完全失業率数は岩手県、宮城県及び福島県の推計結果と同3県を除く全国の結果を加算することにより算出した補完推計値として記載している。また、平成23年9月以降は一部調査区を除いた全国の調査結果である。詳細は総務省「労働力調査」をご覧ください。

5月の完全失業率等の公表は
6月28日総務省公表後

最近の雇用失業情勢

【トピックス】

令和元年5月の有効求人倍率(季節調整値)は2.12倍で前月と同水準となり、38か月連続の2倍台となった。月間有効求人数(原数値)は350,162人で、12か月連続で前年同月を下回っている。

最近の雇用失業情勢 (平成30年5月～令和元年5月)

項目	① 新規求職者数	② 新規求人数	③ 月間有効求職者数	④ 月間有効求人数	⑤ 有効求人倍率		⑥ 就職件数	⑦ 元定数	⑧ 万人・%		⑨ 商 問 業	⑩ 万人・%
					全国	東京都			全国	東京都		
平成28年度	39,726 (▲ 5.2)	128,809 (▲ 4.9)	181,407 (▲ 5.7)	369,664 (▲ 6.0)	2.08 (0.22)	3.24 (0.31)	10,916 (▲ 9.3)	14,880 (▲ 6.1)	206 (▲ 1.5)	3.0 (▲ 0.3)	64 (▲ 2)	3.2 (▲ 0.1)
平成29年度	38,361 (▲ 3.4)	127,982 (▲ 0.7)	176,722 (▲ 2.6)	369,668 (▲ 0.0)	2.29 (0.21)	3.34 (0.10)	10,441 (▲ 4.4)	14,015 (▲ 5.8)	183 (▲ 2.0)	2.7 (▲ 0.3)	59 (▲ 5)	2.9 (▲ 0.3)
平成30年度	36,237 (▲ 5.5)	124,442 (▲ 2.8)	169,902 (▲ 3.9)	362,450 (▲ 1.9)	2.42 (0.13)	3.43 (0.09)	9,760 (▲ 6.5)	12,973 (▲ 7.4)	166 (▲ 1.7)	2.4 (▲ 0.3)	51 (▲ 8)	2.5 (▲ 0.4)
平成30年5月	40,549 (▲ 3.4)	125,796 (▲ 1.9)	183,608 (▲ 4.1)	362,514 (▲ 0.3)	2.36 (0.01)	3.44 (0.07)	10,676 (▲ 4.8)	14,232 (▲ 5.8)	158 (▲ 5.2)	2.3 (▲ 0.2)	54 (▲ 9)	2.6 (▲ 0.5)
6月	35,676 (▲ 10.4)	127,063 (▲ 4.7)	178,586 (▲ 4.7)	359,484 (▲ 1.3)	2.42 (0.04)	3.46 (0.02)	10,350 (▲ 8.4)	13,786 (▲ 9.9)	168 (▲ 2.4)	2.5 (0.2)	51 (▲ 7)	2.5 (▲ 0.3)
7月	35,485 (▲ 1.7)	119,012 (▲ 1.9)	173,030 (▲ 4.3)	359,745 (▲ 0.7)	2.41 (▲ 0.01)	3.36 (▲ 0.08)	9,916 (▲ 6.0)	13,144 (▲ 7.3)	172 (▲ 1.9)	2.5 (0.0)	51 (▲ 7)	2.5 (▲ 0.3)
8月	35,039 (▲ 6.9)	124,847 (▲ 1.3)	170,359 (▲ 4.6)	358,767 (▲ 1.9)	2.39 (▲ 0.02)	3.35 (▲ 0.03)	9,367 (▲ 6.2)	12,627 (▲ 6.4)	170 (▲ 1.9)	2.4 (▲ 0.1)	51 (▲ 7)	2.5 (▲ 0.3)
9月	31,881 (▲ 16.6)	119,858 (▲ 9.1)	165,971 (▲ 6.4)	352,375 (▲ 3.9)	2.44 (0.05)	3.37 (0.22)	2.15 (0.01)	12,372 (▲ 14.0)	162 (▲ 2.8)	2.4 (0.0)	47 (▲ 9)	2.4 (▲ 0.2)
10月	39,699 (▲ 1.6)	137,674 (▲ 1.1)	171,068 (▲ 4.6)	366,205 (▲ 3.7)	2.40 (▲ 0.04)	3.41 (▲ 0.16)	2.12 (▲ 0.03)	13,486 (▲ 7.1)	163 (▲ 1.8)	2.4 (0.0)	47 (▲ 9)	2.3 (▲ 0.5)
11月	32,711 (▲ 3.8)	123,417 (▲ 2.0)	167,493 (▲ 3.4)	369,283 (▲ 2.5)	2.40 (0.00)	3.39 (▲ 0.02)	2.13 (0.01)	12,793 (▲ 4.7)	168 (▲ 1.0)	2.5 (0.1)	47 (▲ 9)	2.3 (▲ 0.5)
12月	25,942 (▲ 9.6)	114,606 (▲ 9.5)	157,843 (▲ 2.9)	362,459 (▲ 3.4)	2.40 (0.00)	3.45 (0.05)	2.13 (0.00)	11,620 (▲ 7.1)	159 (▲ 1.5)	2.4 (▲ 0.1)	47 (▲ 9)	2.4 (▲ 0.5)
平成31年1月	38,041 (▲ 0.8)	132,284 (▲ 2.2)	158,993 (▲ 2.2)	359,979 (▲ 1.3)	2.48 (0.08)	3.49 (0.04)	2.12 (▲ 0.01)	10,608 (▲ 5.2)	166 (▲ 1.7)	2.5 (0.1)	50 (▲ 2)	2.4 (▲ 0.1)
2月	35,504 (▲ 5.4)	125,706 (▲ 2.6)	161,570 (▲ 2.2)	364,913 (▲ 1.2)	2.50 (0.02)	3.45 (▲ 0.04)	2.13 (0.01)	12,466 (▲ 4.4)	156 (▲ 1.0)	2.5 (▲ 0.2)	50 (▲ 2)	2.4 (▲ 0.1)
3月	36,415 (▲ 7.1)	124,276 (▲ 5.8)	168,899 (▲ 1.9)	371,072 (▲ 0.7)	2.42 (▲ 0.09)	3.42 (▲ 0.03)	2.14 (0.01)	14,039 (▲ 7.3)	174 (▲ 1.1)	2.5 (0.2)	50 (▲ 2)	2.4 (▲ 0.1)
令和元年4月	46,109 (▲ 7.6)	120,073 (▲ 5.9)	178,659 (▲ 2.3)	356,973 (▲ 3.4)	2.48 (▲ 0.05)	3.53 (0.11)	2.12 (0.00)	13,571 (▲ 6.3)	176 (▲ 4)	2.4 (▲ 0.1)	50 (▲ 2)	2.4 (▲ 0.1)
令和元年5月	37,542 (▲ 7.6)	118,379 (▲ 5.9)	179,440 (▲ 2.3)	350,162 (▲ 3.4)	2.43 (▲ 0.05)	3.42 (▲ 0.11)	2.12 (0.00)	12,657 (▲ 11.1)	176 (▲ 4)	2.4 (▲ 0.1)	50 (▲ 2)	2.4 (▲ 0.1)

① 季節調整済数値(原数値)が示されている。② 季節調整済数値(原数値)が示されている。③ 季節調整済数値(原数値)が示されている。④ 季節調整済数値(原数値)が示されている。⑤ 有効求人倍率は、有効求人倍率(原数値)を有効求職者数(原数値)で除したものである。⑥ 有効求人倍率は、有効求人倍率(原数値)を有効求職者数(原数値)で除したものである。⑦ 有効求人倍率は、有効求人倍率(原数値)を有効求職者数(原数値)で除したものである。⑧ 有効求人倍率は、有効求人倍率(原数値)を有効求職者数(原数値)で除したものである。⑨ 有効求人倍率は、有効求人倍率(原数値)を有効求職者数(原数値)で除したものである。⑩ 有効求人倍率は、有効求人倍率(原数値)を有効求職者数(原数値)で除したものである。⑪ 有効求人倍率は、有効求人倍率(原数値)を有効求職者数(原数値)で除したものである。⑫ 有効求人倍率は、有効求人倍率(原数値)を有効求職者数(原数値)で除したものである。⑬ 有効求人倍率は、有効求人倍率(原数値)を有効求職者数(原数値)で除したものである。⑭ 有効求人倍率は、有効求人倍率(原数値)を有効求職者数(原数値)で除したものである。⑮ 有効求人倍率は、有効求人倍率(原数値)を有効求職者数(原数値)で除したものである。⑯ 有効求人倍率は、有効求人倍率(原数値)を有効求職者数(原数値)で除したものである。⑰ 有効求人倍率は、有効求人倍率(原数値)を有効求職者数(原数値)で除したものである。⑱ 有効求人倍率は、有効求人倍率(原数値)を有効求職者数(原数値)で除したものである。⑲ 有効求人倍率は、有効求人倍率(原数値)を有効求職者数(原数値)で除したものである。⑳ 有効求人倍率は、有効求人倍率(原数値)を有効求職者数(原数値)で除したものである。㉑ 有効求人倍率は、有効求人倍率(原数値)を有効求職者数(原数値)で除したものである。㉒ 有効求人倍率は、有効求人倍率(原数値)を有効求職者数(原数値)で除したものである。㉓ 有効求人倍率は、有効求人倍率(原数値)を有効求職者数(原数値)で除したものである。㉔ 有効求人倍率は、有効求人倍率(原数値)を有効求職者数(原数値)で除したものである。㉕ 有効求人倍率は、有効求人倍率(原数値)を有効求職者数(原数値)で除したものである。㉖ 有効求人倍率は、有効求人倍率(原数値)を有効求職者数(原数値)で除したものである。㉗ 有効求人倍率は、有効求人倍率(原数値)を有効求職者数(原数値)で除したものである。㉘ 有効求人倍率は、有効求人倍率(原数値)を有効求職者数(原数値)で除したものである。㉙ 有効求人倍率は、有効求人倍率(原数値)を有効求職者数(原数値)で除したものである。㉚ 有効求人倍率は、有効求人倍率(原数値)を有効求職者数(原数値)で除したものである。㉛ 有効求人倍率は、有効求人倍率(原数値)を有効求職者数(原数値)で除したものである。㉜ 有効求人倍率は、有効求人倍率(原数値)を有効求職者数(原数値)で除したものである。㉝ 有効求人倍率は、有効求人倍率(原数値)を有効求職者数(原数値)で除したものである。㉞ 有効求人倍率は、有効求人倍率(原数値)を有効求職者数(原数値)で除したものである。㉟ 有効求人倍率は、有効求人倍率(原数値)を有効求職者数(原数値)で除したものである。㊱ 有効求人倍率は、有効求人倍率(原数値)を有効求職者数(原数値)で除したものである。㊲ 有効求人倍率は、有効求人倍率(原数値)を有効求職者数(原数値)で除したものである。㊳ 有効求人倍率は、有効求人倍率(原数値)を有効求職者数(原数値)で除したものである。㊴ 有効求人倍率は、有効求人倍率(原数値)を有効求職者数(原数値)で除したものである。㊵ 有効求人倍率は、有効求人倍率(原数値)を有効求職者数(原数値)で除したものである。㊶ 有効求人倍率は、有効求人倍率(原数値)を有効求職者数(原数値)で除したものである。㊷ 有効求人倍率は、有効求人倍率(原数値)を有効求職者数(原数値)で除したものである。㊸ 有効求人倍率は、有効求人倍率(原数値)を有効求職者数(原数値)で除したものである。㊹ 有効求人倍率は、有効求人倍率(原数値)を有効求職者数(原数値)で除したものである。㊺ 有効求人倍率は、有効求人倍率(原数値)を有効求職者数(原数値)で除したものである。㊻ 有効求人倍率は、有効求人倍率(原数値)を有効求職者数(原数値)で除したものである。㊼ 有効求人倍率は、有効求人倍率(原数値)を有効求職者数(原数値)で除したものである。㊽ 有効求人倍率は、有効求人倍率(原数値)を有効求職者数(原数値)で除したものである。㊾ 有効求人倍率は、有効求人倍率(原数値)を有効求職者数(原数値)で除したものである。㊿ 有効求人倍率は、有効求人倍率(原数値)を有効求職者数(原数値)で除したものである。

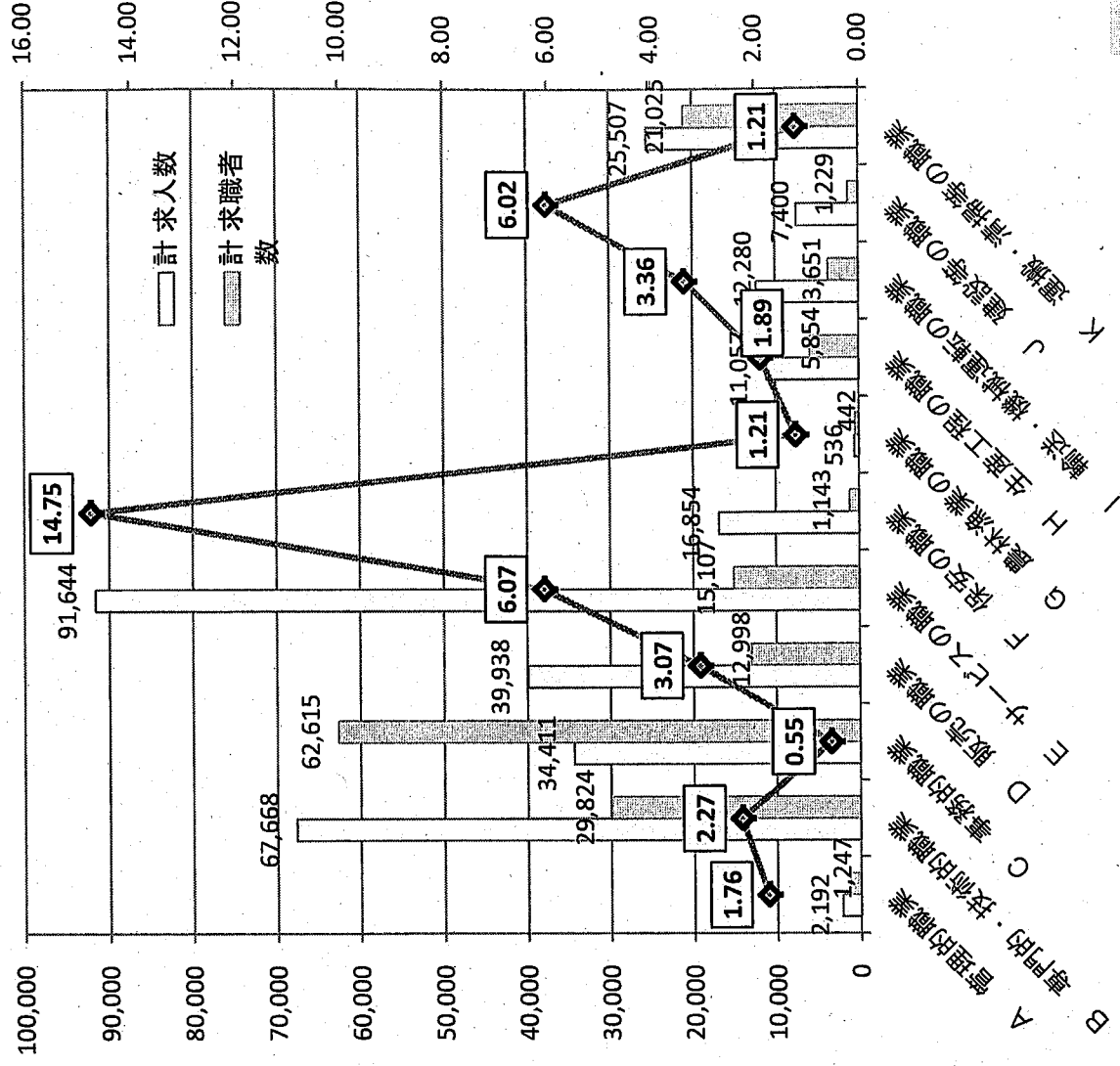
主な職業別常用有効求人求職状況(令和元年5月)

有効求人数は、12か月連続で前年同月を下回っている。

主な職業別常用有効求人求職状況

【東京労働局職業安定部】

令和元年5月分	計			一般常用			パート常用		
	求人数	求職者数	求人倍率	求人数	求職者数	求人倍率	求人数	求職者数	求人倍率
A 管理的職業	2,192	1,247	1.76	2,172	1,145	1.90	20	102	0.20
B 専門的・技術的職業	67,668	29,824	2.27	53,715	22,893	2.35	13,953	6,931	2.01
C 事務的職業	34,411	62,615	0.55	23,840	45,030	0.53	10,571	17,565	0.60
D 販売の職業	39,938	12,998	3.07	31,513	10,326	3.05	8,425	2,672	3.15
E サービスの職業	91,644	15,107	6.07	49,606	8,843	5.61	42,038	6,264	6.71
F 保安の職業	16,854	1,143	14.75	11,047	747	14.79	5,807	396	14.66
G 農林漁業の職業	536	442	1.21	318	331	0.96	218	111	1.96
H 生産工程の職業	11,057	5,854	1.89	8,458	4,675	1.81	2,599	1,179	2.20
I 輸送・機械運転の職業	12,280	3,651	3.36	9,484	2,850	3.33	2,796	801	3.49
J 建設等の職業	7,400	1,229	6.02	7,142	1,093	6.53	258	136	1.90
K 運搬・清掃等の職業	25,507	21,025	1.21	7,583	10,706	0.71	17,924	10,319	1.74
職業計	309,487	178,703	1.73	204,878	122,563	1.67	104,609	56,140	1.86



*平成24年3月より職業分類が改定されている。

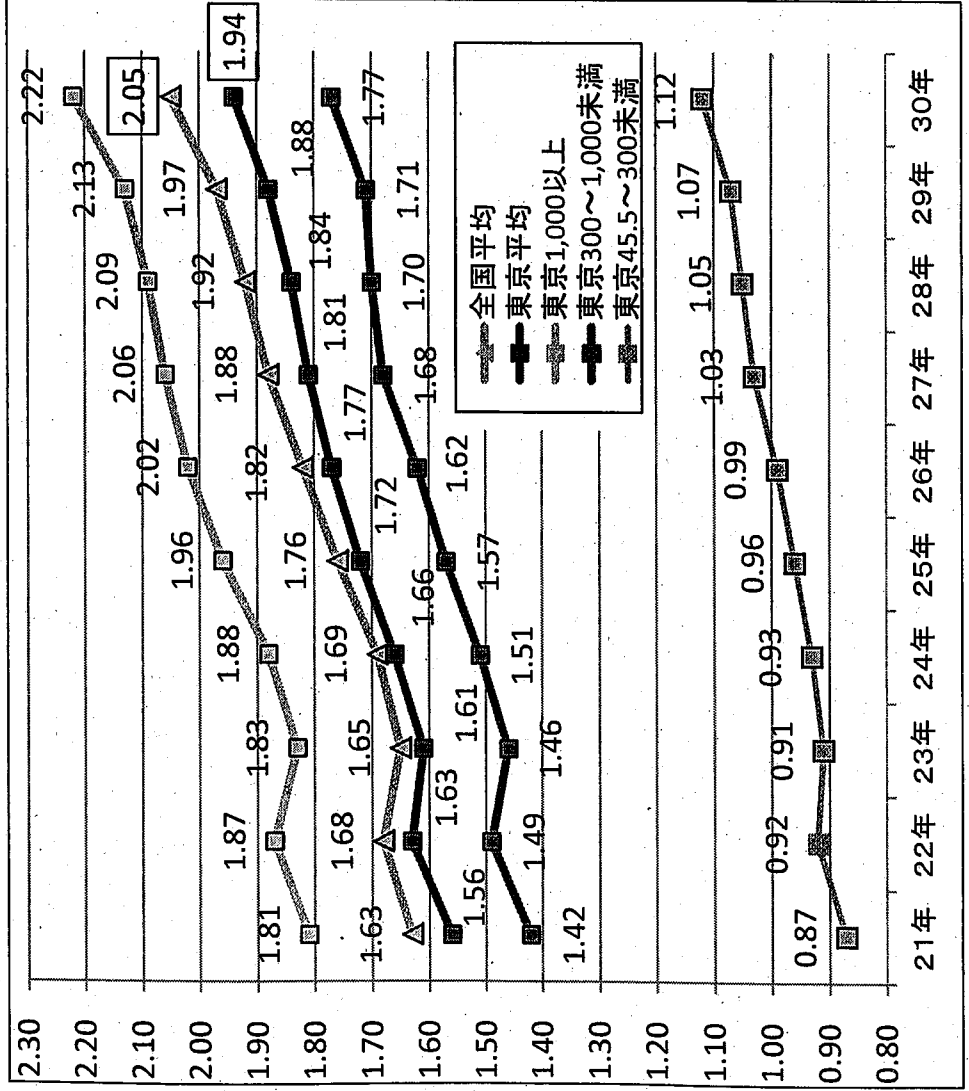
民間企業の障害者雇用状況(概要)

30年6月1日状況調査 4月9日(国)12日(都)公表

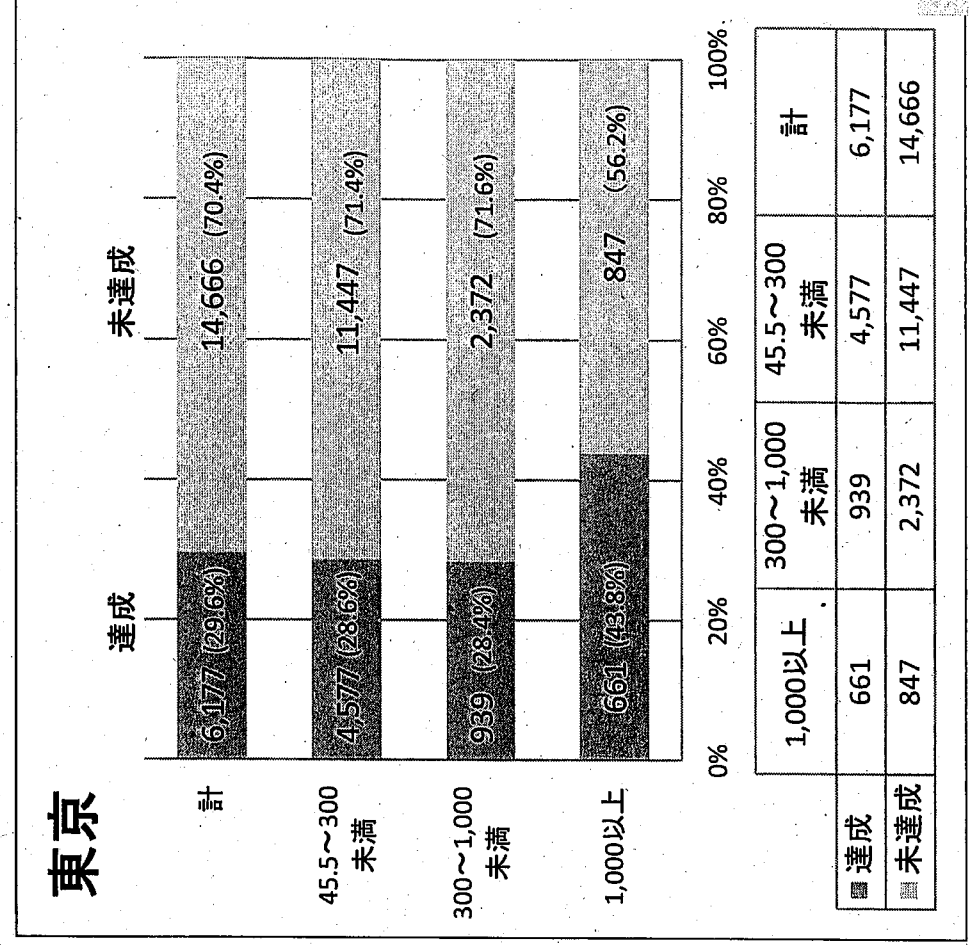
民間企業(法定雇用率2.2%)

	企業数(社)	算定基礎労働者(人)	障害者数(人)	実雇用率	前年比	達成企業割合	前年比
全国	100,586	26,104,834.5	534,769.5	2.05%	0.08P	45.9%	▲4.1P
東京	20,843	9,967,709.5	193,794.0	1.94%	0.06P	29.6%	▲4.5P

規模別雇用率の推移(東京)



法定雇用率達成/未達成状況(東京)

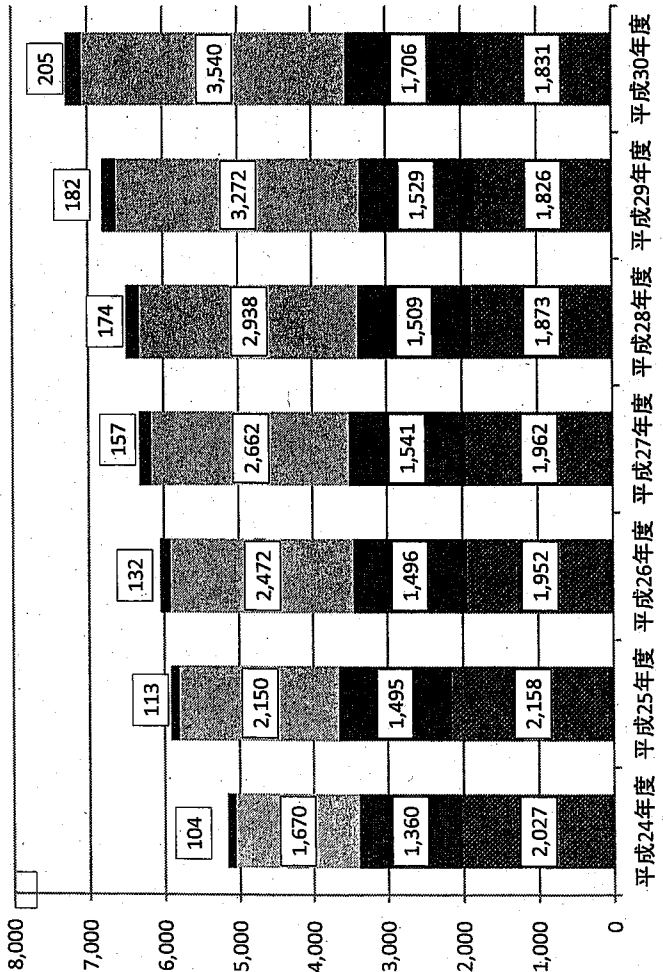


都内ハローワークの障害者職業紹介状況

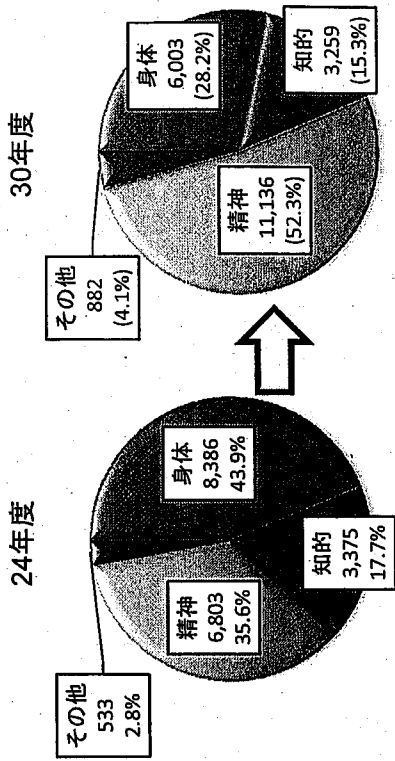
①新規求職者数/就職件数

	24年度	25年度	26年度	27年度	28年度	29年度	30年度	対前年比
新規求職	19,097	18,884	19,262	19,744	20,055	20,796	21,280	2.3
うち身体	8,386	7,736	7,232	6,714	6,288	6,026	6,003	▲0.4
うち知的	3,375	3,229	3,256	3,300	3,324	3,472	3,259	▲6.1
うち精神	6,803	7,317	8,188	8,921	9,634	10,472	11,136	6.3
うちその他	533	602	606	809	809	826	882	6.8
就職件数	5,161	5,916	6,052	6,322	6,494	6,809	7,282	6.9

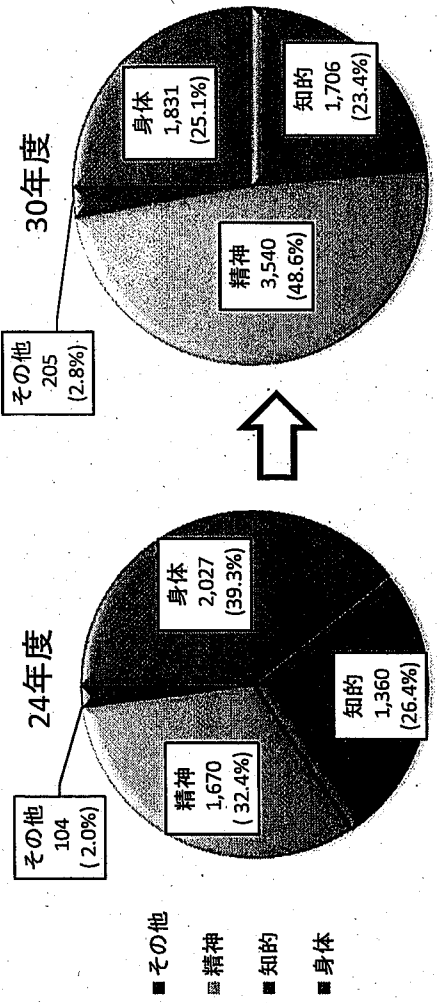
②就職件数(障害部位別)



新規求職者数の比較 (24年度と30年度)
精神は35.6%から52.3%へ増加
身体は43.9%から28.2%へ減少



就職数の比較 (24年度と30年度)
精神は32.4%から48.6%へ増加
身体は39.3%から25.1%へ減少



改正の趣旨

障害者の雇用を一層促進するため、事業主に対する短時間労働以外の労働が困難な状況にある障害者の雇入れ及び継続雇用の支援、国及び地方公共団体における障害者の雇用状況についての的確な把握等に関する措置を講ずる。

改正の概要

1. 障害者の活躍の場の拡大に関する措置

- (1) 国及び地方公共団体に対する措置
 - ① 国及び地方公共団体の責務として、自ら率先して障害者を雇用するように努めなければならないこととする。
 - ② 厚生労働大臣は、障害者雇用対策基本方針に基づき、障害者活躍推進計画作成指針を定めるものとし、国及び地方公共団体は、同指針に即して、障害者活躍推進計画を作成し、公表しなければならないこととする。
 - ③ 国及び地方公共団体は、障害者雇用推進者(障害者雇用の促進等の業務を担当する者)及び障害者職業生活相談員(各障害者の職業生活に関する相談及び指導を行う者)を選任しなければならないこととする。
 - ④ 国及び地方公共団体は、厚生労働大臣に通報した障害者の任免状況を公表しなければならないこととする。
 - ⑤ 国及び地方公共団体は、障害者である職員を免職する場合には、公共職業安定所長に届け出なければならないこととする。
- (2) 民間の事業主に対する措置

- ① 短時間であれば就労可能な障害者等の雇用機会を確保するため、短時間労働者のうち週所定労働時間が一定の範囲内にある者(特定短時間労働者)を雇用する事業主に対して、障害者雇用納付金制度に基づく特例給付金を支給する仕組みを創設する。
- ② 障害者の雇用の促進等に関する取組に関し、その実施状況が優良なものであること等の基準に適合する中小事業主(常用労働者300人以下)を認定することとする。

2. 国及び地方公共団体における障害者の雇用状況についての的確な把握等に関する措置

- (1) 厚生労働大臣又は公共職業安定所長による国及び地方公共団体に対する報告徴収の規定を設ける。
- (2) 国及び地方公共団体並びに民間の事業主は、障害者雇用率の算定対象となる障害者の確認に関する書類を保存しなければならないこととする。
- (3) 障害者雇用率の算定対象となる障害者であるかどうかの確認方法を明確化するとともに、厚生労働大臣は、必要があると認めるときは、国及び地方公共団体に対して、確認の適正な実施に関し、勧告をすることができることとする。

施行期日

平成32年4月1日(ただし、1.(1)①及び2.(1)については公布の日、1.(1)③④⑤並びに2.(2)及び(3)については公布の日から起算して3月を超えない範囲内において政令で定める日)

「公務部門における障害者雇用に関する基本方針」の各行政機関の採用計画

	障害者である職員の不足数 (平成30年6月1日現在) ※	採用予定数		採用予定数の合計
		計画の始期 ～平成30年度末	平成31年度当初 ～計画の終期	
行政機関合計	3,875.0	1,491.5	2,581.0	4,072.5
内閣官房	28.0	5.5	29.0	34.5
内閣法制局	—	—	—	—
内閣府	47.0	9.0	44.0	53.0
宮内庁	14.0	1.5	15.0	16.5
公正取引委員会	3.0	6.0	0.0	6.0
警察庁	—	—	—	—
金融庁	10.0	10.0	17.0	27.0
消費者庁	10.5	3.0	4.0	7.0
個人情報保護委員会	—	—	—	—
復興庁	5.0	(注)	(注)	(注)
総務省	80.0	5.0	80.0	85.0
法務省	574.5	383.0	248.5	631.5
公安調査庁	31.0	25.0	0.0	25.0
外務省	138.0	23.0	123.0	146.0
財務省	157.0	68.5	101.0	169.5
国税庁	1,068.5	550.0	546.0	1,096.0
文部科学省	47.0	4.5	44.5	49.0
厚生労働省	—	—	—	—
農林水産省	212.5	44.0	179.0	223.0
林野庁	44.5	24.0	25.0	49.0
水産庁	12.0	5.0	10.0	15.0
経済産業省	103.5	42.5	63.0	105.5
特許庁	64.0	18.0	54.0	72.0
国土交通省	713.5	183.0	549.0	732.0
観光庁	6.0	7.0	0.0	7.0
気象庁	54.0	20.0	46.0	66.0
海上保安庁	—	—	—	—
運輸安全委員会	4.0	5.0	0.0	5.0
環境省	53.0	6.0	47.0	53.0
原子力規制委員会	—	—	—	—
防衛省	350.5	32.0	319.0	351.0
防衛装備庁	29.0	3.0	28.0	31.0
人事院	10.0	6.0	6.0	12.0
会計検査院	5.0	2.0	3.0	5.0

※ 障害者である職員の不足数(平成30年6月1日現在)については、全体的に平成29年6月1日現在の不足数よりも増加しているが、これは主に本年4月1日からの国の行政機関における法定雇用率が、それまでの2.3%から2.5%になったことに伴うものである。

注 復興庁においては、今般の平成29年6月1日現在の障害者の任免状況にかかる再点検結果により、法定雇用障害者数からの不足数が5.0人と判明したことから、平成32年度末の復興庁の廃止も見据えて、採用予定数について検討中である。

資料 5-1

精神障害者等の就労パスポート作成に関する検討会（第1回）資料

（平成30年12月25日）

資料4

就労パスポートの趣旨、目的、特長

就労パスポートの趣旨、目的等

1. 趣旨、目的
就労に向けた情報共有フォーマットを整備することにより、
 - 精神障害者等本人の自らの障害への理解を進める
 - 支援機関同士での情報連携等を進める
 - 事業主による採用選考時の本人理解や就職後の職場環境整備を促す
2. 作成・管理方法
 - 精神障害者等本人が自らの希望に基づき、支援機関からの支援を受けながら作成し、必要に応じて支援機関による内容の確認を受ける
 - 本人が管理し、本人の希望に基づいて提示する
3. 活用方法
 - 雇入れ時に本人の職業上の特徴や配慮が必要な事項を伝える
 - 複数の支援機関を利用する際に本人の特徴を伝える
 - 就職後の状況の確認に活用し、職場定着に向けて必要な支援を把握する

就労パスポートの特長

就労パスポートの様式は、既存の支援ツール（「ナビゲーションブック」、地域就労支援における情報の取得と活用のガイドブック「共通様式」、「就労移行支援のためのチェックリスト」）、「幕張ストレス・疲労アセスメントシート（MSFAS）」、「職業相談補助シート」を参考にしつつ、次の点を特に重視して作成した。

1. 就職・職場定着に関するものに特化した項目とした
 - 事業主が、雇入れ時等に必要な配慮・環境整備、職場定着に向けた支援体制等を知ることができるよう、就職・職場定着に役立つ項目に特化して掲載
 - 身近で一緒に働く（作業の指示出しやフォローを行う）人にも本人への関わり方について理解してもらえよう、作業遂行面については仕事の流れ（PDCA）に沿って項目を設定
2. “指標”を設定した
 - 一人の障害のある方を、誰が見ても（できるだけ）同じ状態像をイメージできるように、可能な限り各項目に具体的な指標を設定（※人によってはどの指標にも該当しないこともあり得るため、自由に記述できる「その他」欄も設定）
 - 指標のうち、「○○があればできる」、「○○ならできれば」等、職場に依頼したい配慮は、合理的配慮の具体例も参考として設定

資料 5-2

精神障害者等の就労パスポート作成に関する検討会（第3回）資料
（令和元年5月29日）

資料1-2

（案）

精神障害のある方等の
就労パスポート

【試行版】



厚生労働省